

～ 野洲川河川公園をご利用の方へ ～

野洲市が「公共施設予約システム」を導入しています。

これまでと「変わらない点」やシステム導入により「変わる点」をお知らせいたします。

【変わらない点】

申請受付開始日

・「市内団体（または個人）」は利用日の属する月の2カ月前の第1土曜日

・「市外団体（または個人）」利用日の属する月の2カ月前の第2土曜日

（上記の各土曜日が年始休園日にかかる場合は翌週に延期）

★窓口でもこれまで通り、申請・支払いを行う事ができます。

★大会予備日の「仮申請」は今まで通りに窓口でのみ受け付け。（オンラインでは不可）

【変わる点】

①「公共施設予約システム」登録を行った団体・個人は所有のスマホやPCで仮予約を行う事ができるようになります。（専用アプリではありません）

（仮予約後は当日含む8日（中7日）経つまでに河川公園事務所の窓口で本申請・支払を行わなければ自動的に取消されます。（例：1日仮予約なら8日が窓口申請・支払期限）

※施設空き状況確認だけなら、野洲市ホームページの公共施設予約状況で確認できます。

検索：「野洲市」⇒野洲市ページ内の「公共施設予約システム」欄から閲覧可能

②申請受付開始日の受付時間（窓口・システム）について

・システムの受付開始時間は7時30分からログインできます。

・窓口での受付開始時間は8時から（窓口前に並んでも受付開始時間に変更はありません）

申請可能な枠数には制限があり、団体規模によって制限枠数が異なります。

・小規模団体〔1～7名〕または個人…12枠

・中規模団体〔8～15名〕…24枠

・大規模団体〔16名以上〕…32枠

ただし、枠数制限は申請受付開始日限定で、翌日（2カ月前の第1日曜日、2カ月の前第2日曜日）には制限が解除されます。

（原則的に利用者（団体・個人）は登録時（または施設利用時）に名簿を提出し、利用者の居住地・勤務地を明らかにする必要があります。従来は代表者住所で（市内・市外）料金判断を行っていましたが、メンバーが野洲市在住・在勤・在学、または栗東・守山・草津在住の方の割合が半数以上で市内料金、それ以外の市の方の割合が半数以上の場合には市外料金となります。また申請受付開始日についても野洲市在住・在勤・在学者の数を以外の者が上回る場合は「市外団体」の申請受付開始日となります。

【その他】

★「公共施設予約システム」で仮申請できる期間は2カ月前の第1、2土曜日以降、利用日の14日前まで。13日前～利用当日の申請は直接窓口での本申請受付のみとなります。

オンライン申請可
～14日前

オンライン申請不可
13日前～

利用日

★令和6年度から施設不良やキャンセルの振替分の消化有効期間がついています。有効期限は当年度～次年度中になります。

（例：令和7年度分の振替期限は令和7年利用日～令和9年3月31日）

令和6年以前分の振替有効期間は令和7年度中（～令和8年3月31日）になります。